豊中市子ども医療費助成事業実施に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年10月1日規則第48号。以下「規則」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(子ども医療費助成申込書)

第2条 規則第3条の規定による医療証交付申込書の項目は、申込者氏名、申込者住所、申込者電 話番号、助成対象者との続柄、保護者氏名、助成対象者氏名、助成対象者性別、助成対象者生 年月日とする。

(新規申請時の添付必要書類)

- 第3条 規則第3条第1項第2号の規定による医療証交付申込をするにあたって市長が必要と認める 書類は、転入者及び市外課税者のうち豊中市で保護者の所得情報を確認することができない者にあ っては、所得証明書の写しとする。
- 第4条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。